

協議会規約の改正について

【改正前】

(総会)

第 21 条 総会は、正会員、準会員、協力会員及び監査役の参加により適宜開催する。各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

【改正後】

(総会)

第 21 条 総会は、正会員、準会員、協力会員及び監査役の参加により適宜開催する。各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 法第 15 条第 9 項に基づく意見提出については、総会の決議を経ることを要する。

4 前項の決議を行う際の総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 第 3 項の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。